

告 示

埼玉県告示第百三三号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（三、四級基準点）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

令和三年一月二十五日から令和三年三月二十三日まで